平成２２年（フ）第９５号
高知県高岡郡佐川町永野1725番地１
債務者　大野　理麻
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第５９号
福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈1190番地１
債務者　中野　高江
１　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第６０号
福岡県飯塚市北古賀971番地66
債務者　戸田　詩織
１　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第６３号
福岡県飯塚市横田760番地４　サンビューハイツ111号
債務者　田川紫緒里
１　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第３０号
福岡県柳川市大和町明野201番地２
債務者　西村　正男
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
福岡県柳川市隅町64番地１　市営住宅隅町南団地40号
債務者　平島久美子
１　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第１８４号
福岡県田川郡福智町赤池510番地68
債務者　松永　博司
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１６０号
福岡県田川郡福智町赤池543番地
債務者　池田　浩義
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第４号
長崎県対馬市厳原町小浦299番地２、前住所長崎県対馬市美津島町竹敷255番地
債務者　栗屋　明美
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
大分市大字宮河内4200番地の17
債務者　徳丸　睦江
１　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１８号
大分県速見郡日出町大字豊岡3231番地６
債務者　宮川　佳人
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
宮崎県日向市大字財光寺3612番地４
債務者　植田　直美（旧姓溝口）
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第９８号
沖縄県那覇市金城１丁目１番地13サンヒルズU203
債務者　金城　　宏
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１２９号
沖縄県那覇市安里３丁目15番３号玉城アパート301
債務者　平岡　幸子
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２３号
青森県八戸市大字尻内町字法霊10番地１、前住所青森県八戸市大字市川町字田ノ沢13番地182
債務者　大嶋　金光
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
宮城県白石市旭町２丁目３番13―２号
債務者　佐藤　雅彦
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第２５号
宮城県柴田郡大河原町大谷字舘前30番地３
債務者　我妻トシ枝
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１２号
山梨県大月市駒橋１丁目９番30号
債務者　長田　安裕
１　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係